

# 尼崎市現業評議会との 交渉状況

令和2年度第3号  
通算第45号  
令和3年4月9日  
尼崎市総務局  
人事管理部給与課

## —令和3年度向けの合理化について—

### ◎日時・場所

令和3年3月18日（木）午後6時～午後6時35分（中央北生涯学習プラザ学習室B・C）

### ◎今回の交渉の主な目的

令和2年9月30日に提案した令和3年度向けの合理化について確認等を行うため、交渉の場を持った。

### ◎具体的な交渉内容

#### 1 令和3年度向けの合理化について

##### 課題の要旨

令和2年9月30日に提案した合理化項目について、支部での協議の確認を行った。  
なお、これまでに提案した令和3年度向けの合理化項目は、次のとおりである。

- 1 道路橋りょう維持管理業務の一部の見直し（都市整備局）
- 2 公園維持管理業務の一部の見直し（都市整備局）
- 3 校務員業務の一部の見直し（教育委員会事務局）

現業評議会の主張	当局の回答
<h5>校務員業務の見直し</h5> <p>支部協議において、校務員業務の合理化に当たっては、退職動向等を踏まえたものとし、職員の身分に影響を及ぼすことがないようにするとの条件の下に承諾した。</p>	<p>今回の提案において退職動向等を踏まえたものとなっていることは、原局から確認している。提案時においても確認したとおり、こうした支部における協議を尊重する考えである。</p>

<p>事務・技術学び期間の希望者が少なく、教育支部内では8人の余剰が生じると聞いている。これに伴い、非常勤事務補助員の次年度の任用がなくなるケースが出てくると思うが、本人へ説明するための準備期間等は十分にあるのか。</p>	<p>当局としては、そのような意見があることを踏まえて、各部局と人事課で情報共有しながら、人事配置の調整を行っているところである。</p>
<p>最終的に人事異動の内示で分かることは承知しているが、その日程が明らかにされていないため、不安が増している。今の時点で内示の日程を知らせることはできないのか。</p>	<p>人事異動の内示の日程については、現時点においてお伝えすることはできない。</p>
<p><b>道路橋りょう維持管理業務及び公園維持管理業務の見直し</b></p> <p>建設支部において諾との回答に当たって付した、事務・技術学び期間への移行に当たっての本人希望の尊重や、事務・技術学び期間への移行後は最低でも3年以上同じ職場に配置するといった付帯条件については、尊重していただきたい。</p>	<p>付帯条件の全てについて要求どおりの対応をすることは難しいが、必要な事項については協議を継続していくべきものと考えている。</p> <p>なお、現行、原則2年としている事務・技術学び期間については、前回の交渉時もお伝えしたとおり、他の事務・技術学び期間中の者にも影響を与えると考えられるため、直ちに3年に変更できるものではない。一方、事務・技術学び期間を終えた後、本転職後の1年は人事異動を行わず、同じ職場で勤務を続けるという運用は現行においても可能であるが、個々の配置については各職場の状況等も踏まえた人事配置の調整の中で決定することになるため、必ず保障できるものではない。</p>
<p><b>その他</b></p> <p>環境事業支部においても来年度向けの委託があるが、事務・技術学び期間への希望者は減少しているのが実情である。本人の希望がなければ転職を進めることはできないが、事務・技術学び期間への不安を持っている職員もいる。こうした不安を解消するため、できる限り現業職場と同じ職場で事務・技術学び期間を行うことはできないのか。</p>	<p>原則、事務・技術学び期間における職員の配置は再任用短時間勤務ポストとしているが、できる限り職場状況等を勘案した柔軟な対応を図っているところである。</p>
<p>業務課においても事務・技術学び期間への希望者が定員に達していないが、業務課で過員配置とならないようにしていただきたい。</p>	<p>人事配置に関わることであるため、現時点で明確なことはお答えすることはできない。</p>

<p>職員によって抱えている事情は異なるため、事務・技術学び期間においてはきめ細かなサポート体制が必要であると考えており、今後も引き続き協議していただきたい。</p>	<p>当局としては全ての職員に転職していただきたいと考えており、そのため、事務・技術学び期間のサポート体制をより充実したものとすることが課題であることは認識している。</p> <p>そうした中、今年度は、事務・技術学び期間希望者を対象に転職に対する座談会を開催したり、時間外にパソコンが使用できる場所を提供するなど、できることから新たな取組を進めているところである。</p> <p>より良いものとしていくため、今後も引き続き協議していく考えである。</p>
<p>合理化における課題や、3級最高号給問題などについては、過去の交渉において当局からも課題であるとの認識が示されているが、解決に向けての検討は全然進んでいない。</p> <p>いつまでも協議を継続できるような状況にはないため、できる限り短期間で解決策が見いだせるよう、しっかりと協議をしていただきたい。</p>	<p>いずれの事項についても、具体的な解決策を見いだすことが難しいものであるが、ご指摘のとおり長期的な視野の下で解決すべき課題ではないことは認識している。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響もあり、十分に協議をすることができない状況ではあるが、引き続き協議していきたいと考えている。</p>

**課題解決への方向性**

令和3年度向けの合理化について、現業評議会は各支部での協議状況を尊重し、合意の意向を示した。

以 上  
(給与課)